

【講師派遣について】

当会の世話を含む当会の活動に賛同した多彩な講師を全国各地に派遣します。LGBTの基礎知識から、LGBT理解増進法に関する講演、研修等をお受けします。講師は、当事者、学者、教員、医療従事者等、それぞれに経験が豊富です。また、日時や地域等に応じて柔軟に対応させていただきます。講師謝金については可能な限りご相談に応じますのでお気軽にお申し付けください。

<お問い合わせ先>

〒790-0807

愛媛県松山市平和通 6-2-5 2F

レインボープライド愛媛 気付

全国LGBT理解増進ネットワーク会議事務局

メール:info@lgbtrikai.net



歴史的な第一歩をともに踏み出す 全国LGBT理解増進ネットワーク会議

略称 : LGBT(注1)理解増進ネット

性的指向(注2)や性自認(注3)などに関する多様な性的マイノリティの人々が、日本社会で自分らしく生きていけるように、すべての基礎となる「LGBT理解増進法(注4)」の成立を目指します。

※この小冊子は、「株カケハシ スカイソリューションズ」の協力を得て作成しています
<https://www.kakehashi-skysol.co.jp/>

(注1) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等の性的マイノリティの総称

(注2) 人の恋愛・性愛がどの性別に向かうのかを示す概念

(注3) 自分は「男性」あるいは「女性」であるという性の自己認識をいう概念

(注4) 性的指向および性同一性の多様性に関する国民の理解増進に関する法律

■ご挨拶

2020年に向けて、 社会は変わり始めています。

当会世話人の一人である繫内幸治は、自由民主党 性的指向・性自認に関する特命委員会(古屋圭司委員長)のアドバイザーとして、LGBTの理解増進に向けて助言を続けています。

平成28年4月には自由民主党との協働により、政府に対するLGBTの理解増進に向けた33項目の申し入れを届けるとともに、政府においては、「ニッポン1億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、および、第24回参議院議員通常選挙における政権公約に、LGBTを初めて盛り込んでいただくことができました。また、平成28年4月1日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課発行の周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の作成にも協力させていただきました。更には、自民党を通じて政府に申し入れた33項目の中のセクハラに関する項目は、平成29年1月1日に改正法として施行された、男女雇用機会均等法のセクハラ指針の2(1)に、「性的指向・性自認にかかわらず」と明記されました。当会は、2020年東京五輪・パラリンピッ

クの成功に向けて、LGBT当事者の皆さんには、いきなりの反差別ではなく寛容の精神を、国民の皆さんには、学びを通して理解を求めながら、社会全体で性別・性的指向(注5)に寛容な社会づくりに取り組んでいくことが大事だと考えています。今までのように日本に住む多くの人にとて学びの機会が足りないことが原因で、性的マイノリティへの否定や排除を繰り返さないためにも、特に親からの全否定によって一人の自殺者も出さないためにも、LGBT理解増進法を成立させるという強い決意を持って当会は設立されました。性的マイノリティへの理解を進める機会を、全国津々浦々で展開していくことができれば、この国に暮らす人々は、どのような性のあり様であろうとより良く相互理解を進める力があると信じています。

最後になりましたが、今後の当会の活動にご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

世話人 繫内幸治 自由民主党性的指向・性自認に関する特命委員会 アドバイザー
エディ レインボープライド愛媛 代表
今坂洋志 ともに拓く LGBTIQの会くまもと 代表

(注5) 多様性と調和(東京五輪・パラリンピック大会ビジョンより抜粋)
人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、
あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。

設立主旨

心の溝を深めることなく、 相互理解を深めるための法律を

LGBTの課題解消について、与党が一つの方向性を示した点は非常に大きな変化です。LGBT当事者を含めた、誰もが活躍できる社会を目指すという意味からも、安倍政権が「1億総活躍社会」にLGBTを明記したことには大きな意義があります。また、自治体によるパートナーシップ制度、企業による各種人権推進制度およびその評価等も、一部の大手企業に限られますが、導入し始めました。しかし、私たちは、LGBTの法制化に向けて、現在、政権を担う自由民主党が受け入れ困難な「差別禁止法」や、未だ国民に正確な知識が得られていない段階での「差別解消法」を目指すことは、時期尚早であり、法制化以前に政争の具になってしまう可能性さえあると危惧しています。知識不足等が原因で発せられた不適切な発言を、軽々に差別と断じて心の溝を深め対峙するのではなく、相互理解を深めるまたとない良い機会と位置付け、しっかり人権啓発・人権教育に取り組むこそが大事だと考えます。LGBT当事者も社会の現状をしっかり見極め、考察を深めていかなければなりません。

私たち全国LGBT理解増進ネットワーク会議は、実現可能な「LGBT理解増進法」の成立を目指し、正確な情報の普及と自由民主党特命委員会を通じて、政府に対しての政策提言活動をすることを目的として設立された団体です。

2017年(平成29年)1月1日

■理解増進法の必要性

理解増進法は、
LGBTの課題解消に向けた、
日本発、世界初のアプローチです。

【理解増進法と差別禁止法】

歴史的に見たわが国の差別・偏見の解消に向けた取り組みは、主として当事者団体等による権利闘争を中心に進められてきましたが、未だ解決に至っているとは言えません。また、欧米諸国においても、社会に対して同様の権利闘争を数十年重ねてきましたが、結局、現在でも法律で差別を禁止しなければならない社会となっています。

LGBTに対して国民の理解が深まっていない状況で、法律によって差別を禁止したとしても、それは互いの溝を深める大きな弊害にしかなりません。差別を禁止さえすれば、差別がなくなるというわけではないのです。

わが国のLGBTに対する諸問題の解消には、わが国らしい方向性をもって進めていく必要があります。当会の目指す理解増進法は、まさにわが国にしかできない理解増進という方向性で進める、世界初の歴史的なアプローチだと考えています。

- 理解増進法
 - ・時間は掛かるが、確実に理解が深まる
 - ・一人の差別主義者も出さない
 - ・与党案として成立の可能性が高い
 - ・多くの学びが期待され全国の当事者団体等の活動が活性化される
 - ・今後の全ての施策の基礎となる

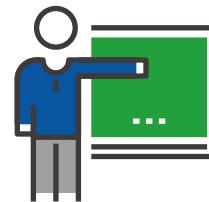
- 差別禁止法
 - ・現時点では賛否が分かれており対立を生み出す恐れがある
 - ・不注意から出た発言が差別と断定されるリスクがある
 - ・与党が反対では成立が極めて困難
 - ・差別禁止を掲げる人々に利用される恐れがある
 - ・保守層の理解増進の妨げになる可能性がある

信念をかたちにするために、 具体的に行動していきます。

国民の理解増進のためのプロセスは、LGBTの人権を涵養するために必要不可欠です。国民多数の理解が得られないようでは、建設的な議論さえできません。そのための土壤を作るためにも、当会は、理解増進法の成立を目指した情報発信や政策提言、および将来を見据えての具体的な行動を始めます。



- LGBT研修、
講演会を担当する講師の養成



- 国、地方自治体、企業、団体、
学校等における研修会・講演会への講師派遣



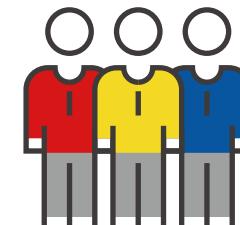
- LGBTの理解増進に関する
オリジナルプログラム及び教材等の制作



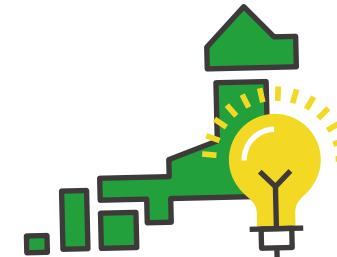
中長期的な
取り組み



- LGBTに関する調査・研究



- 企業等へのLGBTの採用支援と人材紹介



- LGBTツーリズムを通じた地方の活性化